

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

周南市特殊勤務手当支給条例（平成15年周南市条例第46号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（衛生事務従事手当の特例）

- 4 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずるものとして市長が認める作業に従事したときは、衛生事務従事手当を支給する。この場合において、別表（衛生事務従事手当に係る部分に限る。）の規定は適用しない。
- 5 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、1,500円）とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の周南市特殊勤務手当支給条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

(衛生事務従事手当の内払)

- 2 令和2年4月1日からこの条例の施行の日の前日までの間に周南市特殊勤務手当支給条例の規定により支給された衛生事務従事手当のうち、改正後の条例附則第4項の作業に係るものは、同項の規定による衛生事務従事手当の内払とみなす。

(参 考)

周南市特殊勤務手当支給条例新旧対照表

現行	改正案
<p>附 則 1～3 (略)</p>	<p>附 則 1～3 (略) <u>(衛生事務従事手当の特例)</u> 4 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。以下同じ。))から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業のうち、新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者に接して行う作業又はこれに準ずるものとして市長が認める作業に従事したときは、衛生事務従事手当を支給する。この場合において、別表(衛生事務従事手当に係る部分に限る。)の規定は適用しない。</u> 5 <u>前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,000円(新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、1,500円)とする。</u></p>